

岩出市地域公共交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統）

令和 6 年 5 月 2 8 日

（名 称）岩出市地域公共交通協議会

（代表者名）会長 川端 秀明

生活交通確保維持改善計画の名称
岩出市地域公共交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
岩出市では、平成 21 年度に岩出市地域公共交通協議会を設置し、より住民が利用しやすい巡回バスルートやバス停の見直しなどに取り組んできた。 和歌山県内で一番若いまちである岩出市であっても高齢化の波は避けることはできず、交通弱者である高齢者等の増加は年々否めない状況になっている。 市は、これまで取り組んできた本計画に基づき、公共交通環境の整備を行っているが、今後も買物や通院など地域内の日常生活の移動手段として、住民に利用していただき、より利便性の高い巡回バスネットワークとして確保維持しなければならない。 また、この巡回バスネットワークは、ＪＲ及び地域間幹線系統のバスとの接続も可能なため、市外への広域的な移動にも必須のバスネットワークでもある。 この地域内を巡回し、日常生活の移動手段として、また、ＪＲ等へのアクセスによる広域的な移動も担う巡回バスを、生活交通として維持確保に取り組んでいく。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標 ○目標（単位：人） 岩出市においても今後、高齢化が進み、交通弱者の増加は予測されるが、実績値の状況から、年間利用者の目標値を据え置き、利用者の増加に対応しながら交通弱者の生活交通である当該巡回バスの確保・維持を図る。令和 3 年度以降の目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少が否めないため、令和元年度及び令和 2 年度上半期の実績値と直近 2 年の年度末利用者数の増加率から割り出した値に約 10 % 上乗せした値にしている。 収支、公的負担については、事業者が保有する決算書により計算し、令和 4 年度現在 2 % である収支を、令和 10 年度までに 3 % に改善することを目標とする。

年 度	年間利用者（目標値）	年間利用者（実績値）
平成 2 5 年度	－	3 8, 8 6 6 人
平成 2 6 年度	－	4 3, 1 8 2 人
平成 2 7 年度	－	3 8, 5 4 2 人
平成 2 8 年度	－	3 8, 9 5 0 人
平成 2 9 年度	4 2, 0 0 0 人	3 5, 4 5 6 人
平成 3 0 年度	4 2, 0 0 0 人	3 7, 1 2 0 人
平成 3 1 年度・令和元年度	4 2, 0 0 0 人	3 6, 9 5 7 人
令和 2 年度	東巡回コース 9, 0 0 0 人 西巡回コース 2 1, 0 0 0 人 中央巡回コース 1 2, 0 0 0 人 合計 4 2, 0 0 0 人	東巡回コース 5, 2 5 2 人 西巡回コース 1 3, 7 7 3 人 中央巡回コース 7, 1 5 8 人 合計 2 6, 1 8 3 人
令和 3 年度	東巡回コース 6, 0 6 0 人 西巡回コース 1 4, 1 4 0 人 中央巡回コース 8, 0 8 0 人 合計 2 8, 2 8 0 人	東巡回コース 5, 1 0 9 人 西巡回コース 1 4, 5 7 1 人 中央巡回コース 5, 7 7 2 人 合計 2 5, 4 5 2 人
令和 4 年度	東巡回コース 6, 4 9 0 人 西巡回コース 1 5, 1 4 0 人 中央巡回コース 8, 6 5 0 人 合計 3 0, 2 8 0 人	東巡回コース 6, 8 2 5 人 西巡回コース 1 5, 8 6 4 人 中央巡回コース 6, 2 7 6 人 合計 2 8, 9 6 5 人
令和 5 年度	東巡回コース 6, 9 2 0 人 西巡回コース 1 6, 1 4 0 人 中央巡回コース 9, 2 2 0 人 合計 3 2, 2 8 0 人	東巡回コース 7, 1 8 0 人 西巡回コース 1 6, 6 5 3 人 中央巡回コース 7, 1 0 2 人 合計 3 0, 9 3 5 人
令和 6 年度	東巡回コース 7, 3 7 0 人 西巡回コース 1 7, 1 4 0 人 中央巡回コース 9, 7 7 0 人 合計 3 4, 2 8 0 人	-
令和 7 年度	東巡回コース 7, 7 4 0 人 西巡回コース 1 8, 0 0 0 人 中央巡回コース 1 0, 2 6 0 人 合計 3 6, 0 0 0 人	-

（２）事業の効果

- 買い物や通院など日常生活の移動手段が確保できる。
- ＪＲ及び地域間幹線系統バスへの接続により広域的移動が可能になる。（生活の質の向上）
- 総合病院へ乗り入れている路線（紀北巡回線）への接続により、疾病時などの安心感が増加する。
- 交通弱者である高齢者等の外出機会の増進につながる。
- 新たなコミュニティの醸成につながる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

岩出市で行っている高齢者向けの事業において、岩出市巡回バス時刻表の配布及び利用促進についてのＰＲを実施。（岩出市）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

岩出市から運行事業者への運行に係る補助金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費総額 35,539 千円から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木だし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

岩出市巡回バスは平成 21 年度より住民が利用しやすい巡回バスルートやバス停の見直しを行い、1 月 1 日～3 日を除く毎日、学生・高齢者等の交通弱者の生活路線として運行している。

岩出市巡回バスを運行している小型車両は平成 18 年に導入しており、登録より 13 年経過、走行距離は 70 万 km を越え、安全運行を確保するために、老朽化した車両の早急な買換えを行う必要があった。

岩出市巡回バスは市内各地を網羅した運行ルートとなっているため、小路を多く運行しており、小型車両以外で運行した場合、安全性の確保が困難である。また、1 日あたりの利用者数が令和 3 年度実績値で 23.4 人であり、一定の利用者がいる。そのため、従前の運行車両と同じ型である、乗車定員 13 人の小型車両を導入した。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

なお、目標は、2（1）「事業の目標」に記載のとおり

老朽化した車両を更新し、岩出市巡回バスの運行を維持する。

○導入車両：トヨタハイエースコンピューター

○導入時期：平成 30 年 10 月、令和元年 10 月、令和 2 年 10 月購入済

○導入台数：合計 3 台（平成 30 年から令和 2 年にかけて毎年 1 台ずつ購入）

○目標（単位：人）

岩出市においても今後、高齢化が進み、交通弱者の増加は予測されるが、実績値の状況から、年間利用者の目標値を据え置き、利用者の増加に対応しながら交通弱者の生活交通である当該巡回バスの確保・維持を図る。

年 度	年間利用者 (目標値)	年間利用者 (実績値)
令和 2 年度	東巡回コース 9, 0 0 0 人 西巡回コース 2 1, 0 0 0 人 中央巡回コース 1 2, 0 0 0 人 合計 4 2, 0 0 0 人	東巡回コース 5, 2 5 2 人 西巡回コース 1 3, 7 7 3 人 中央巡回コース 7, 1 5 8 人 合計 2 6, 1 8 3 人
令和 3 年度	東巡回コース 6, 0 6 0 人 西巡回コース 1 4, 1 4 0 人 中央巡回コース 8, 0 8 0 人 合計 2 8, 2 8 0 人	東巡回コース 5, 1 0 9 人 西巡回コース 1 4, 5 7 1 人 中央巡回コース 5, 7 7 2 人 合計 2 5, 4 5 2 人
令和 4 年度	東巡回コース 6, 4 9 0 人 西巡回コース 1 5, 1 4 0 人 中央巡回コース 8, 6 5 0 人 合計 3 0, 2 8 0 人	東巡回コース 6, 8 2 5 人 西巡回コース 1 5, 8 6 4 人 中央巡回コース 6, 2 7 6 人 合計 2 8, 9 6 5 人
令和 5 年度	東巡回コース 6, 9 2 0 人 西巡回コース 1 6, 1 4 0 人 中央巡回コース 9, 2 2 0 人 合計 3 2, 2 8 0 人	東巡回コース 7, 1 8 0 人 西巡回コース 1 6, 6 5 3 人 中央巡回コース 7, 1 0 2 人 合計 3 0, 9 3 5 人
令和 6 年度	東巡回コース 7, 3 7 0 人 西巡回コース 1 7, 1 4 0 人 中央巡回コース 9, 7 7 0 人 合計 3 4, 2 8 0 人	-
令和 7 年度	東巡回コース 7, 7 4 0 人 西巡回コース 1 8, 0 0 0 人 中央巡回コース 1 0, 2 6 0 人 合計 3 6, 0 0 0 人	-

（２）事業の効果

上記車両の導入により岩出市巡回バスを維持し、高齢者等の交通弱者の生活路線が確保される。さらに、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、利便性が確保された。なお、本年度も同様に利便性確保を図っていく。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表 6 を添付。

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する市巡回バスの車両の取得について、購入費用総額 6,566,800 円のうち、岩出市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
○令和5年5月26日 令和4年度岩出市地域公共交通協議会会計歳入歳出決算認定について説明を行い、承認を受けた。 令和5年度予算案及び事業計画案について説明を行い、承認を受けた。 岩出市地域公共交通確保維持改善計画の更新について説明を行い、承認を受けた。 岩出市地域公共交通計画策定について説明を行い、承認を受けた。 ○令和5年10月5日 岩出市地域公共交通計画策定における計画案及びパブリックコメント実施について説明を行い、承認を受けた。 ○令和6年1月29日 岩出市地域公共交通計画策定における計画の最終案について、書面による決議を行い、承認を受けた。 ○令和6年5月23日 令和5年度岩出市地域公共交通協議会会計歳入歳出決算認定について説明を行い、承認を受けた。 令和6年度予算案及び事業計画案について説明を行い、承認を受けた。 岩出市地域公共交通確保維持改善計画の更新について説明を行い、承認を受けた。
19. 利用者等の意見の反映状況
岩出市地域公共交通協議会の構成員に、地域の代表である4地区会長が参画し、計画に対するバス利用者、地域住民の意向を確認。 また、平成26年10月に、利用者等の満足度調査を目的としたアンケートを実施し、結果の検証を行い、要望が多くあった車両明確化のためのラッピングを平成27年9月に実施。 なお、平成29年度において、アンケート等から要望があった時刻表ダイヤ部分の表示の拡大や、運行系統図の道路表示などを明確化した時刻表作成を実施。 令和2年12月15日から令和3年2月1日まで利用者等の満足度調査を目的としたアンケートを実施した。アンケート集計の結果、市巡回バスが無料で利用できる「あいあいカード」の知名度が低かったので、周知を行っていく。 令和4年12月7日から令和5年1月13日まで地域公共交通計画策定の検討において、住民の日常生活の実態や公共交通の利用状況を把握するため、アンケート調査を行った。アンケート結果を基に、計画策定を行っていく。 令和5年12月1日から令和6年1月5日まで地域公共交通計画案のパブリックコメントを実施した。寄せられた意見を計画案に反映させた。 今後も引き続き、利便性の向上、利用者ニーズに沿ったバスネットワークの確保・維持に向け、周知、バス停及びダイヤの見直し等を検討・実施していく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 和歌山県岩出市西野209番地

(所 属) 総務部 総務課

(氏 名) 中井 健司

(電 話) 0736-62-2141

(e-mail) soumu@city.iwade.lg.jp (課代表)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

別 紙（地域内フィーダー系統）

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。